

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成29年8月18日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 三枝 富博

東京都千代田区二番町8番地8

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

六地蔵ショッピングプラザ

京都市伏見区石田桜木24番1, 24番2, 24番3, 17番6

宇治市六地蔵奈良町67番1, 67番2, 67番9, 67番12, 69番,
84番2

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

13,406㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日

平成29年2月20日

(5) 変更する理由

店舗閉鎖の為

3 届出年月日

平成29年7月24日

(産業観光局商工部商業振興課)